

諮問日：平成28年5月30日（平成28年度（最情）諮問第7号）

答申日：平成28年9月1日（平成28年度（最情）答申第26号）

件名：司法修習生組別一覧名簿の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成17年4月1日以降の司法研修所の教官会議議題及び議事録（添付資料を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が対象文書38通を特定し、別紙記載の文書1から文書7まで（以下、「本件各対象文書」といい、別紙記載の文書8と併せて「本件各苦情対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年4月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 司法修習生は、国家公務員に準じた身分にあり、常時勤務に服することを要するものの、国から給与を受けない者であるために、裁判所共済組合に加入できなくなっているに過ぎず、また、67期以降の司法修習生の場合、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、旅費に加えて移転料を支給されているから、司法修習生は、「公務員等」に相当する者であるといえる。

また、司法修習生がどの組に所属しているかは、司法研修所のどの教室で講義等を受けているかと直結する情報である点で職務の遂行に係る情報であるといえるほか、実務修習において割り当てられた起案等を期限までに完成させる

という義務を負っている司法修習生の実務修習地に関する情報も、職務遂行の内容に係る情報であるといえる。

- 2 したがって、本件各苦情対象文書の不開示部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハに該当するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各対象文書について、法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている部分を不開示としたが、当該判断は相当である。なお、苦情申出人は、別紙記載の文書8についても苦情を申し出ているようであるが、当該文書は、原判断において開示した文書に含まれていない。

##### 2 理由

- (1) 原判断において一部不開示としたのは、司法修習生の氏名に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）であるが、本件不開示情報は、個人を識別することができることとなる情報（法5条1号）に相当する情報であり、同号ただし書イからハマまでに相当する情報に該当しない。

##### (2) 法5条1号ただし書ハ相当性について

司法修習生は、司法試験に合格した者が裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものであって（司法修習生に関する規則4条）、裁判所の事務を担当するものではないので、裁判所法においても第一章裁判官及び第二章裁判官以外の裁判所の職員と別個の章である第三章に規定されており、裁判所の職員に該当しない。また、その他の国の事務を担当するものでもないから、国家公務員法2条1項に規定する国家公務員にも該当しない（最高裁昭和42年4月28日第二小法廷判決・民集21巻3号7

59頁（以下「昭和42年判決」という。）参照）。そして、司法修習生は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律2条1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法2条1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員のいずれにも当たらないことも明らかである。よって、司法修習生は、法5条1号ただし書ハの「公務員等」に相当する者には該当しない。

また、司法修習生は、上記のとおり、国の事務を担当するものではなく、何らの職務を遂行すべき義務を負っていない以上、司法修習生の「職務遂行の内容に係る情報」も観念できない。

なお、法5条1号ただし書ハの対象となる情報は、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であり、公務員等の氏名は含まれない。

したがって、本件不開示情報は、法5条1号ただし書ハに相当する情報に該当しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月8日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月22日 審議
- ⑤ 同年8月29日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、原判断において開示された文書の一部である。いずれも司法修習生組別一覧名簿であり、各修習期の班ごとに作成され、組ごとに、司法修習生の氏名と配属庁名が記載されている。最高裁事務総長は、本件各対象文書のうち、司法修習生の氏名が記載されている部分（本件不開示情報）につ

いて、法5条1号に規定する不開示情報に相当するとして、不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件不開示情報は、法5条1号ただし書ハに相当するから不開示情報に当たらないとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件不開示情報の不開示情報相当性について検討する。

## 2 本件不開示情報の不開示情報相当性について

(1) 本件不開示情報は、司法修習生の氏名であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たることは明らかであるところ、苦情申出人は、司法修習生が法5条1号ただし書ハに規定する公務員等に当たると主張する。

法5条1号ただし書ハには、「公務員等」に当たる者として、まず国家公務員法2条1項に規定する国家公務員が規定されているところ、同項にいう特別職として、同条3項には、裁判官及びその他の裁判所職員は掲げられているものの、司法修習生は掲げられていない。また、司法修習生は、司法試験に合格した者が裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものであって（司法修習生に関する規則4条参照）、国の事務を担当するものでないこと、裁判所法が司法修習生と国家公務員法上の国家公務員であることが明らかな「裁判官以外の裁判所の職員」とを区別する規定を設けており（第四編第二章及び第三章参照）、司法修習生に関する規則2条も、司法修習生が国家公務員法上の国家公務員でないことを前提として「司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員とな」ることができないと規定していること等に照らすと、司法修習生は、国家公務員法2条1項に規定する国家公務員ではないというべきである（昭和42年判決参照）。

また、法5条1号ただし書ハにおいて「公務員等」として掲げられている他の職員等に司法修習生が当たらないことも明らかである。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、本件不開示情報は、法5条1号ただし書ハに規定する情報には相当しない。

(2) この点につき、苦情申出人は、司法修習生が国家公務員等の旅費に関する法律に基づく支給を受けていることをもって、司法修習生が「公務員等」に相当すると主張するが、同法は、国家公務員以外の者に対して旅費を支給することがあることを規定しているのであるから（同法3条5項参照）、上記主張は採用の限りでない。

(3) したがって、本件不開示情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

なお、原判断に係る開示通知書によれば、苦情申出人が苦情の対象としている別紙記載の文書8が原判断において開示された文書に含まれないことは明らかである。

### 3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件各対象文書につき、その一部に法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

(別紙)

- 文書 1 平成 23 年度 1 1 月期採用 (新第 6 5 期) 司法修習生組別一覽名簿 (A 班)
- 文書 2 平成 23 年度 1 1 月期採用 (新第 6 5 期) 司法修習生組別一覽名簿 (B 班)
- 文書 3 平成 24 年度 1 1 月期採用 (第 6 6 期) 司法修習生組別一覽名簿 (A 班)
- 文書 4 平成 24 年度 1 1 月期採用 (第 6 6 期) 司法修習生組別一覽名簿 (B 班)
- 文書 5 平成 25 年度採用 (第 6 7 期) 司法修習生組別一覽名簿 (A 班)
- 文書 6 平成 25 年度採用 (第 6 7 期) 司法修習生組別一覽名簿 (B 班)
- 文書 7 平成 26 年度 (第 6 8 期) 司法修習生組別一覽名簿 (A 班)
- 文書 8 平成 26 年度 (第 6 8 期) 司法修習生組別一覽名簿 (B 班)